議会提案に係る法制的な観点からの提案と考え方

資料２

法制的な観点から事務局にて検証を行い、次のとおり条文を改正する案を整理しました。

第２９条　町民との情報共有と町民参加

改正趣旨　現在、参加者の多様化や参加率の向上のため、柔軟な会議スタイル（議員カフェなど）により情報共有や意見交換を図っていることから、この活動に即した条例とするための改正。

議会提案

第２９条

~~３　議会は、町民との意見交換の場を年１回以上設け、これにより政策提案の拡大を図るものとします~~

~~４~~３　議会は、町民との情報共有と連携を高める方策として、~~全議員出席のもと、~~町民に対し説明責任を果たすとともに~~議会報告会を年１回以上開催し、~~広く町民の意見を聴取~~し~~する場を年１回以上設け、政策提案の拡大を図るなど議会活動に反映させるものとします。

修正提案

第２９条

３　議会は、町民との意見交換の場を年１回以上設け、これにより政策提案の拡大を図るものとします。

４　議会は、町民との情報共有と連携を高める方策として、全議員~~出席のもと、~~**による開催の意思決定のもと、**町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年１回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させるものとします。

前提として

第３項に定める町民からの意見を聴取する「町民との意見交換の場」と第４項に定める町民に対し説明及び報告する「議会報告会」は、それぞれ実施の趣旨が異なるもの。

行政の責務との統一

行政の責務について、広聴と広報の違いをわかりやすく規定するために項を分けることとしたことから、従来のまま別な項として残すことで、議会と行政の条文が統一した考え方として整理できるもの。

双方の開催趣旨

「議員カフェ」などは、第３項に定める町民からの意見を聴取する「町民との意見交換の場」と第４項に定める町民に対し説明する「議会報告会」双方の開催趣旨を満たす旨逐条解説に追記する。

開催の意思決定

全議員の出席が開催要件であるととらえられる側面がある。議員全員の意思決定のもと開催できるものとすることで、柔軟な会議スタイルにも対応が可能。さらには、議会の意思で開催することを担保するもの。

追加の提案について

第２７条　議会の責務

提案概要　町民の意見等を踏まえた「政策提案」に加え、議会が自ら地域の課題を見つけて政策立案（政策を考えること）を行い、行政側に伝える「政策提言」について新たに定義づけする。





事務局案

第２７条

（議会の責務）

　議会は、選挙で選ばれた町民の代表者である議員により構成された議事機関として、行政運営を監視するとともに、条例の制定、改正又は廃止、予算の決定、決算の認定その他町政運営の基本的な事項を議決し、町の意思を決定します。

２　議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、全町的視野に立ち、美幌町の将来に向けての展望を持って政策課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

３　議会は、町民と政策課題を共有するとともに、第29条第１項から第４項に規定する方法による町民参加によって議会運営を行います。

４　議会は、町政に関する必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言を行うように努めます。

~~４~~ **５**　議会は、政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実を図らなければなりません。